

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書		平成 29年 6月 13日
滋賀県知事 殿		
提出者 住所 大阪市鶴見区横堤4丁目9番34号 氏名 堀川化成株式会社 代表取締役 藤本 基 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 06-6911-6131		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	堀川化成株式会社 滋賀工場	
事業場の所在地	滋賀県甲賀市甲賀町隠岐2403-25	
計画期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	16:化学工業	
②事業の規模	資本金:2,000万円	
③従業員数	30人	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り	

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙の通り			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（平成 28年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	引火性廃油
	排出量	129 t	204 t
	（これまでに実施した取組） <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃液のリサイクルによる廃棄物の減量化。 ・ 優良認定業者及び再生利用業者への処理委託。 ・ 原材料の変更による廃液の減量化 		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	引火性廃油
	排出量	142 t	224 t
	（今後実施する予定の取組） <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の廃液を有価売却できる先の開拓 		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 種類：廃アルカリ・引火性廃油 分別：保管場所の明確化及び容器へのラベルの貼付		
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 種類：廃アルカリ・引火性廃油 分別：保管場所の明確化及び容器へのラベルの貼付		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成 28年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成 28年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
（これまでに実施した取組） ・特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
（今後実施する予定の取組） ・特になし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 28 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成 28 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	引火性廃油
	全処理委託量	129 t	204 t
	優良認定処理業者への処理委託量	129 t	204 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・許可証更新の確認 ・処理状況の確認 ・廃液のリサイクルによる廃棄物の減量化の推進。 ・優良認定業者及び再生利用業者への処理委託。 ・原材料の変更による廃液の減量化		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	引火性廃油
	全処理委託量	142 t	224 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	142 t	224 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・一部の廃液を有価売却できる先の開拓			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

前 年 度 【平 成 28 年 度】 実 績

提 出 者						
住 所	名 称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
特別管理産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の住所	特別管理産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス
滋賀県甲賀市甲賀町藤枝2403-25	堀川化成株式会社 滋賀工場	業務課	森口	0748-88-6595	0748-88-6590	a.moriguchi@horikawa-kasei.co.jp

特別管理産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況													②+⑧	③+⑨						
		①排出量	②自ら直接再生利用した量	③自己直接埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	④自ら中間処理した量	⑤④のうち熱回収を行った量	⑥自ら中間処理した後の残存量	⑦自ら中間処理により減量した量	⑧自ら中間処理した後再生利用した量 (t)	⑨自ら中間処理した自ら埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	⑩直接及び自ら自己処理した後の処理委託量 (t)	⑪=①-②-③-④+⑥-⑧-⑨ =⑩+⑫+⑬+⑭+⑮					⑫再生利用	⑬熱回収認定業者への処理委託量(t)	⑭熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量(t)	⑮その他の中間処理委託量(t)	⑯埋立処分委託量(t)	⑰優良認定処理業者への処理委託量(t)
コード	名 称	発生した特別管理産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理せず直接自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理せず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	自ら中間処理を行った後の量	④の量から⑥の量を差し引いた量	⑥の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量	⑪の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑬、⑭を除く)	⑪の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量	⑪の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	⑮の量のうち、委託して破砕等の中間処理した量(⑯～⑱を除く)	⑯の量のうち、直接委託して埋立最終処分した量	⑰の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	⑲の量と⑧の量を合計したもの(自動計算)	⑳の量と⑳の量を合計したもの(自動計算)			
1	7000 引火性廃油	204	0	0	0	0	0	0	0	0	204	0	0	0	0	0	0	0	0			
2	7200 塵アルカリ	129	0	0	0	0	0	0	0	0	129	0	0	0	0	0	0	0	0			
3		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
4																		0	0			
5																		0	0			
6																		0	0			
7																		0	0			
8																		0	0			
9																		0	0			
10																		0	0			
11																		0	0			
12																		0	0			
13																		0	0			
14																		0	0			
15																		0	0			
16																		0	0			
17																		0	0			
18																		0	0			
19																		0	0			
20																		0	0			
合計		333	0	0	0	0	0	0	0	0	333	0	0	0	0	0	0	0	0			

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

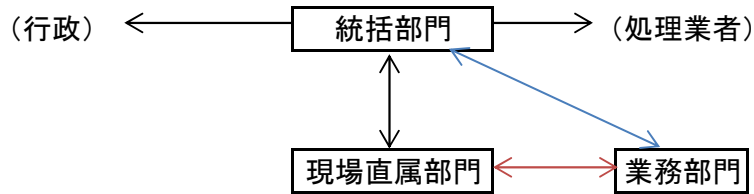
今年度【平成29年度】目標

提出者						
住所	名称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
特別管理産業廃棄物を排出する事業場を総合的に管理する支店等の住所	特別管理産業廃棄物を排出する事業場を総合的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス
滋賀県甲賀市甲賀町福岐2403-25	瀬川化成株式会社 滋賀工場	業務課	森口	0748-88-6595	0748-88-6590	a.morijuchi@horikawakasei.co.jp

特別管理産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況													②+⑧		③+⑨	
コード	名 称	①排出量	②自ら直接再生利用した量	③自己直接埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	④自ら中間処理した量	⑤④のうち熱回収を行った量	⑥自ら中間処理した後の残さ量	⑦自ら中間処理により減量した量	⑧自ら中間処理した後再生利用した量	⑨自ら中間処理した自埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	⑩直接及び自ら自己処理した後の処理委託量 (t)	⑪=①-②-③-④+⑥-⑧-⑨=⑩+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯					⑫+⑬	⑭+⑮
		(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	委託先による区分					自ら再生利用を行った量(t)	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量(t)	
		発生した特別管理産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	⑥の量から⑦の量を差し引いた量	⑧の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑨の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量	⑩の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑩、⑭を除く)	⑪熱回収認定業者への処理委託量(t)	⑫熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量(t)	⑬その他の中間処理委託量(t)	⑭埋立処分委託量(t)	⑮優良認定処理業者への処理委託量	②の量と⑧の量を合計したもの(自動計算)	③の量と⑨の量を合計したもの(自動計算)
1	7000 引火性廃油	142	0	0	0	0	0	0	0	142	0	0	0	0	0	0	0	0
2	7200 廃アルカリ	224	0	0	0	0	0	0	0	224	0	0	0	0	0	0	0	0
3		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4																	0	0
5																	0	0
6																	0	0
7																	0	0
8																	0	0
9																	0	0
10																	0	0
11																	0	0
12																	0	0
13																	0	0
14																	0	0
15																	0	0
16																	0	0
17																	0	0
18																	0	0
19																	0	0
20																	0	0
合計		366	0	0	0	0	0	0	0	366	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

環境管理体制



——→ 報告

←——→ 相互連絡(作業)

←——→ 相互連絡(管理)

←——→ 相互連絡(指示)

部署	役割
統括部門	産業廃棄物の発生から処分に至るまでを統括的に把握・管理 産業廃棄物処理施設(最終処分地含む)までの定期的査察 行政に対する報告 産業廃棄物の適正管理及び減量化に関する社内啓発
現場直属部門	産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 産業廃棄物の発生・処理までの保管方法・量の把握
業務部門	廃棄物の搬入依頼。 電子マニフェストの処理及び管理。 電子マニフェストによる処理状況の確認。

廃液発生工程図

